

○辻泰弘君 民主党・新緑風会、辻泰弘でございます。

時間が限られておりますので、早速、提案者並びに政府参考人に対して御質問申し上げます。

まず、昨年の六月に私自身が質問主意書を政府に提出させていただきました。PKOやイラク復興支援などのために海外で活動する自衛隊員が、政府の命令により日本を離れ任地に赴いたにもかかわらず、当然に予想される事態への対応が何ら尽くされないままに投票の機会が奪われることは基本的な人権にかかわる極めて重要な問題であるとの認識から、質問主意書を出させていただきました。

そういったことも、いろいろな意見もある中で今回の議員立法になったわけですが、すけれども、前回の公選法改正の質問のときに私申し上げましたとおり、政府として答えが出せなかったのかということの一つ問題点として思っているわけでございます。そういった意味で、政府として出せなかったと、何ゆえそうであったか、そのことをまず御説明いただきたいと思っております。

○政府参考人（久保信保君） 正に、昨年、辻委員から質問主意書を、これ、政府の方に出示されました。

私ども、この問題、これは一時的な国外滞在者に国外での投票制度を創設をするということ、この問題につきましては、日本国、我が国の主権の及ばない場所での投票であるということ、そしてどのような方を対象にして、どのような方法で投票を認めるのかといったように、解決しなければならない問題、これが多々ございまして、慎重な検討が必要であるというふうに考えてまいりました。

そこで、私どもの中でも、あるいはまた関係省庁とも何度も繰り返して検討をしてまいりました。そのときに、やはりどのような方を対象にするのかという点ですね。これ、このたび与党の方から法案の形で出てまいりましたけれども、法律によって命令されて一時的に国外に滞在させられているといった人から観光旅行で行っておられる方まで実にいるんな形の方々がおられまして、私ども、そこをどこで、線を引くという言葉がいいのかどうかあれなんですけれども、それをどう考えるのか、どの方まで対象にすべきなのかといった点とか、これまた投票方法とも実は裏腹の関係になっておりまして、今回の与党案は、国内での言わば指定施設での不在者投票制度、これに類似の制度を創設するということが現実的な対応をしておられると思っておりますけれども、例えば郵便投票を認めるべきではないのかとか、あるいはこの前御議論いただきました在外選挙と同じように在外公館で投票することだってあるじゃないかと、こういう議論もございまして。

ただ、郵便投票、これは国内の場合にはやはり投票の秘密とか投票の公正とか、そういったことを考えますと、在宅で、投票管理者や立会人のいない場所での投票でございますから、国内では極めて限定されております。重度身体障害者あるいは要介護五の方、そのことのバランスをどう考えるのかとか。

あるいは、この在外公館ということを考えました場合に、これも在外投票制度、この前御議決をいただきましたが、在外投票の対象者八万人有権者おりますけれども、それでもこの在外公館の負担等々で小選挙区、選挙区にはこれまで認めていなかったのをようやくそこを広げたということもございまして、なかなか千数百万人に、延べ一年間で一時的な海外滞在者おられますけれども、それをどう考えるのかといったような問題がございまして、私ども何度も議論を中でしてまいりましたけれども、決断がなかなかこれ付かなかつ

たというのが実情でございまして、このたび与党の方からこういった形で法案が提出をされました。正にこの場での御審議の状況、これをよく見守って、私どもとして、法案ができましたら必要な政省令、これを早急に作る、そういったことに重点を移していきたいというふうに考えております。

○辻泰弘君 御説明はそれなりに理解もするんですけれども、常に政府として答え出せないものを議員立法で回すというようなそういうふうな弊害も、そういった例も多いわけございまして、そういった意味で、政府の機動的な対応というものもやはり問われるところもあると思います。

そういった意味で、今後とも、こういった投票権を国民にみんなに広げていくというのは当然のことでございますので、政府としてももしっかり取り組んでいただくように、もちろん、議員立法でやることももちろんそれはあり得るわけでございますけれども、やはり政府としても積極的に取り組んでいただくことをまず申し上げておきたいと思っております。

時間限られておりますので、具体的な中身のことをお伺いしておきたいと思っておりますが、まず、政令で定める対象となる組織については、先ほど家西議員の質問の折に五つの類型で御説明をいただいたわけでございます。それに付け加えてということになるわけですが、そういった対象となる組織と認められても、実際具体的に実施するかどうかがもう一つ判断があるかと思うわけでございます。

そういった意味で、その点について、まず、実施する具体的な組織を決定する際の判断基準、このことを御説明いただきたいと思っております。

○衆議院議員（大野功統君） 政令で定める事項のうち、法律につきましては先ほどの五つの法律ということでございます。

それから、そのときどういう判断基準をするのか。同じような法律に基づきまして派遣される組織でも、そのたびごとに対応が違ってまいります。それをどういうふうに考えるかということですが、これは総務大臣と関係大臣が協議をして決めると、こういうことになります。このことは政令で書く予定でございます。そのときにどういうことを頭に置きながら判断していくのか。

まず、規模の問題があるかと思っております。規模につきましては、例えば老人ホーム等でございますと、病院等でございますと五十床というようなことがあります。船でありますと二十トンというようなこともあります。しかしながら、やっぱり国外に行って、法律に基づいて国外に派遣されるものですから、少なくとも十人ぐらい今考えておかなきゃいけないんじゃないか。十人程度の規模、十人以上の規模ですね。

それから、期間はどうか。期間につきましては、選挙の一番短い期間というのは、町長選、地方議員の選挙、それから町とか村の首長の選挙五日というのがございます。これ一体やれるのかという問題あるかと思っておりますけれども、やはり事前に投票用紙を持っていく、こういうことも考えなきゃいけない。

それからもう一つは、近くで活動している場合ですね、日本の近くで活動している場合はそう時間が要らないんじゃないか、こういう問題があるかと思っております。

さらに、具体的な手続につきましては、現行の指定施設における不在者投票の手続等を参考にして、これから適切に政府において考えていくものと期待いたしております。

○辻泰弘君 今回の立法というものは、一番初めのしょっぱなのきっかけといたしますのは、やはり海外に派遣された自衛隊員の投票権が奪われているということが第一義的な出発点だったと思うわけでございますけれども、そういった意味で、政令では出てくるわけですが、本法には南極観測隊の方々のことは出てくるわけですが、明記されてはいるわけですが、そこの自衛隊員という方では法律上は明記されていないわけですね。何ゆえ法律上明記されなかったのかということについて御説明ください。

○衆議院議員（佐藤茂樹君） 今、辻委員御指摘のとおり、今回の法案は、法律に基づいて国外に派遣されることにより投票の機会を失っている人々に対してその投票権を回復させようと、そういう趣旨で提出しているものでございまして、自衛隊に限られているものではないために、特に自衛隊を対象組織として法案上明記することは考えておりません。

今、辻委員御指摘のとおり、きっかけは山形県知事選、さらには昨年の兵庫県知事選、これは辻委員も質問主意書を出されているわけですが、それがきっかけで、イラクへ派遣されている自衛隊約三百五十名が投票できなかったということがきっかけで私も国会で質問をさせていただいたんですけれども、自衛隊のためだけに新しいそういう不在者投票制度をつくるというのではなくて、我々提案者で考えたのは、これからも自衛隊だけでなくどんどん日本は国際貢献という形でも海外に国の任務として出ていく、そういうことがどんどんあり得るだろうと。そういう方々もきちっと読める、そういう法律にしていこうという趣旨であえて自衛隊ということにこだわらなかったわけでございます。

その上で、今、現状のこの五つの法律の中でも、先ほど申し上げましたけれども、例えばPKO協力法に基づく選挙監視要員に係る組織であるとか文民警察要員に係る組織、さらには国際緊急援助隊法に基づいての救助チームであるとか、さらには医療チーム、専門家チームなどは自衛隊以外の組織として今含まれているところでございます。

○辻泰弘君 それで、先ほど御言及もあったことにかかわるんですけれども、今回のこの不在者投票、国外における不在者投票制度ですけれども、期間の短い地方選挙も対象とされているということで、その精神は了とするものでございますけれども、現実問題、火曜日に出発をして日曜日に投票日と、こういうのが一番最短のケースかと思うわけですが、それが実際できるのかどうかということがあられるわけでございます。

先ほど事前に投票用紙を持っていくという話をされまして、実は私、いろいろ事前に聞いていたのはそういうことまでなかなかまだ想定されていないようなことだったので、それは一つの画期的なことかもしれませんが、しかし地方選挙の投票用紙を事前に持っているのかということは、現行どうなのかということもあるんですけれども、その辺のことも含めて、どう地方選挙の短いときに対応されるのか、お聞きしたいと思います。

○衆議院議員（大野功統君） 短い地方選挙も考えて、大体念頭には、派遣期間どのぐらいの組織を考えるか、これは一週間程度かなということは念頭にあるわけですが、今御指摘のとおり、五日間の地方選挙、例えば、これ政府の方に十分考えてもらいたいこととありますが、選挙管理委員会に公示前何日までぐらいに投票用紙を届けてください、こういうふうなことを決めたらどうかと、こういう問題が一つあるかと思います。

それから、投票権者ですね。投票権者には、投票用紙が公示日、告示日の翌日にはもう手に入るぐらいの感じでやったらどうかと。投票用紙に書き入れてもらって、それを今度は回収すると。この運搬については相当工夫が要すると思いますけれども、やはり特定国外派遣組織に十分協力をいただきながらそういうことを実現していかなくちゃいけない。無理に範囲を狭くすることはない、このように思っております。

○辻泰弘君 意欲あるお考えだと思いますので、そういった方向も含めて総務省の方でも取り組んでいただくように申し上げておきたいと思っております。

それで、具体的に、国外における不在者投票制度をどういうふうにやっていくのかということにかかわってちょっとお聞きしたいと思います。

まず、宿営地内などの投票記載場所での投票ということになるわけですが、その場合に、もちろんある程度限られた人数ではございましょうけれども、やはり公正な選挙を行わなきゃならないという見地からいたしますと、やはり本人確認というのは当然必要になってくると思うんです。あるいは、その体制といいますか、立会人とか、そういったことも必要になってくると思うんですね。そういった運営管理、どのようになさっていく

おつもりか、御説明いただきたいと思います。

○衆議院議員（岩屋毅君） 先生御指摘のように、選挙の公正な執行を確保するための大前提は本人の確認がしっかりできるということだと思います。

そこで、私どもは組織に着目せざるを得なかったわけでございまして、法律におきましては、「組織の長が当該組織の運営について管理又は調整を行うための法令に基づく権限を有すること。」と、これを前提にしているわけでございます。

そこで、具体的な方法についてですが、詳細についてはこれから検討されるということになると思いますけれども、基本的には、不在者投票管理者、つまり組織の長があらかじめ選挙人のリストを持っていて、そしてこれとパスポート等の身分証明を照合するなどの方法によってそれぞれの特定国外派遣組織において適切に対処できるというふうに考えております。

○辻泰弘君 それから、不在者投票管理者の事務のことでお聞きしておきたいと思うんですけども、当然、不在者投票の対象となる特定国外派遣組織に属する選挙人というのはそれぞれ違った市町村に住んでいることが予想されるわけでございます。不在者投票管理者は、投票用紙の請求、受領、送致についてそれぞれの市町村選管に対し別々に行うことになるわけでございますけれども、国外でそのような事務を行うというのは非常に負担が重いのではないかと、このように思うわけでございます。そういった意味で、特定の市町村選管がまとめて事務を行って、各市町村選管に対してはそこから伝達されるようなことなど、そういったことも考えられるべきではないかと、このように思うんですけども、いかがでしょうか。

○衆議院議員（大野功統君） 辻先生御指摘のとおり、正に不在者投票管理者というのはこの制度を実施することによりまして大変な負担となってくると思います。やはりあらゆる投票事務を指揮監督していかなきゃいけない、公正な選挙をやっていかなきゃいけない、こういうことになると、もう相当の事務が増えていく、このことは避けられないと思っています。

しかし、やはり今先生おっしゃったように、全国各地で行われる地方の選挙も対象としてこれらをやらなきゃいけないわけですから、選挙の公正を確保しながらできる限りこれを軽減できるように工夫を凝らしていかなきゃいけない、このことはもう当然のことでございます。特に国と、政府とそれから言わば特定国外派遣組織等において、費用の分担というのは明らかでありますけれども、制度を運用する、これをどういうふうに協力し合ってやっていくのか、このことはこれからも十分協議して決めていかなきゃいけない、このように思っています。

○辻泰弘君 それで、政府参考人の方にお伺いしたいと思うんですけども、前回の公選法改正の折も、在外公館投票と郵便等投票ですね、これについて、結果として投票箱が開まるまでに間に合わなかったときには事後的に公表をしようということをお考えいただくという御答弁をいただいております、それは了としている、有り難いことだと思っておりますが、今回も、結果として、不幸にしてといいますか、自然災害等によって届かないということがあり得るわけでございます、その点については同じようなお取組と考えるとよろしいでしょうか。

○政府参考人（久保信保君） 正に前回お尋ねがございまして、若干繰り返しになって恐縮ですけども、投票管理者、投票箱をこれは閉じる前に投票の受理、不受理を決定しなければならぬと、こうなっております、投票所を閉じるべき時刻になったときは投票管理者は投票箱を閉鎖しなきゃいけないと、こうなっております。したがって、投票

所の閉鎖後に不在者投票、これが送致をされますと、投票管理者は受理、不受理の決定は行わないと、こういうことになっておりますので、当該投票は投票者数には含まれないと、こうなっております。

在外投票のときもこれ申し上げましたけれども、今後、私ども、国政選挙、現在審議されておりますこの法案に基づく不在者投票も含めまして、今後、国政選挙、これにおきましては結果調べに掲載をして公表したいというふうに考えておりますし、地方選挙につきましても、投票所の閉鎖後に送致された不在者投票の数等でございますけれども、この地方選挙につきましても、公表の求めがございますとその内容が明らかにできるように、これ各選挙管理委員会に対しまして今後要請をしまいるということにさせていただきたいと考えております。

○辻泰弘君 その方向でのお取組を是非お願い申し上げておきたいと思っております。

もう一つ、一時的な国外滞在者に対する一般的な不在者投票制度、これが求められるわけですが、そのことに向けて政府としてもやはり今後しっかり取り組んでいただきたいと思うんですが、そのことについての決意を簡潔にお示しいただきたいと思っております。

○政府参考人（久保信保君） 先ほどもお話しいたしましたけれども、こういう形で現在与党の方から法案が提出されておりますので、まず、この法案が成立をいたしますと、私どもといたしましては、政省令等で厳格な、そしてまた利用しやすいようにできるだけ、そういった制度にできるようにしていきたいと思っております。

それから、今御指摘のようなそれ以外の一時的な滞在者の方々、この問題というのはもちろん従前と同じように残っております。やはり、これは最初、冒頭に提案者の方からお話ございましたけれども、できる限り、選挙権を持っておられる方、こうした方々が制度によって投票する機会を奪われているということは、これはもう望ましいことではもちろんございませんので、いろんな形で工夫をしなきゃいけないんですけれども、一方で、選挙というのは公正、公平、そして適正な執行というのが一番要求される事項でもございます。その兼ね合いをどう考えるのかということが極めて重要になってこようかと思っておりますけれども、将来の課題として今御指摘があった点も私どもとしても考えていかなければいけないと思っておりますし、また、各党各会派でも是非とも引き続いて御議論いただきたいと考えております。

○辻泰弘君 各党各会派も頑張りますので、政府も是非先頭を切って頑張っていただきたいと申し上げておきたいと思っております。

それで、南極地域観測隊の方の投票についてのことに最後移らせていただきますけれども、今般の制度におきましては南極地域観測隊隊員のファクス投票が認められるわけですが、ただ、それは補欠選挙、再選挙は認められないと、このようになっているわけでございます。何ゆえそうされたのか、お示してください。

○衆議院議員（佐藤茂樹君） 今御指摘のとおり、南極地域観測隊については特殊例外的な措置である洋上投票というのを今回採用させていただきました。

現行の洋上投票の制度というのは、これは遠洋漁業、マグロ漁業とかそういう遠洋漁業の方々に適用されているんですけれども、現行の洋上投票自体が衆議院総選挙と参議院の通常選挙に限って行われておきまして、補欠選挙及び再選挙は対象としていないものですから、それに合わせたということでございます。

○辻泰弘君 そういたしますと、政府の方が何ゆえ、補欠選挙、再選挙また地方選挙も洋上投票を認めていないわけですが、そうされているのか、お願いします。

○政府参考人（久保信保君） 洋上投票、これは平成十一年に議員立法で作っていただいた制度でございます。

当時の議事録あるいは提案理由等を見ますと、まず地方選挙に対してこれが認められていないと。その理由は当時も議論されておりまして、そこにつきましては、投票用紙等を交付、受信する指定市町村の選挙管理委員会、この立場から見ますと、全国の地方選挙の期日等の実態を常時把握する必要が出てくる、あるいは投票受信のたびに投票送信元と受信状況に関する電話連絡、確認を行わなければならないといったように、事務負担が過大であるといったことが指摘をされております。

それからまた、不在者投票管理者となります船長さんの側におきましても、地方選挙の日程等を常時把握する必要があつて、選挙の公示があつたことや立候補者の氏名等を船員に知らせよう努めなきゃならない、あるいは投票送信用紙の請求、保管、投票の管理等の事務が過大となるといった、そういった課題が地方選挙の場合にあるということが既に指摘をされておりました。

そして、平成十一年の議論の際に、国政選挙の補欠選挙や再選挙、この議論が、これ実は調べてみましたが見付かりません。言及はございませんでした。ただ、考えてみますに、やはり補欠選挙や再選挙、これも対象となる選挙人の数というのは総選挙や通常選挙に比べましてもまた限定されてまいりますし、地方選挙の場合と同じように、投票用紙等を交付、受信する指定市町村の選挙管理委員会や不在者投票管理者となる船長さん等の事務負担、そういったことを恐らく想定して総選挙と通常選挙に限られたものではないかと、そういうふう理解をしております。

○辻泰弘君 時間が参りましたので、以上で終わります。